

【経営事項審査の申請月の目安】

申請受付日は指定しませんので、下記の日程表を確認し、早めの申請をお願いします。

*** 2月は経営事項審査を行いません。**

*** 入札参加資格の申請をされる場合は、1月までに経営事項審査の申請をしてください。**

審査基準日 (決算期)	有効期限 (1年7ヶ月)	申請月 (目安です)
1月	8月	6月
2月	9月	7月
3月	10月	8月
4月	11月	9月
5月	12月	10月
6月	1月	11月
7月	2月	12月
8月	3月	1月
9月	4月	1月
10月	5月	3月
11月	6月	4月
12月	7月	5月

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は実態調査が終了した翌月末までに発行します。

ただし、不備等が多く補正に時間がかかる場合は、結果通知書の発行が翌月以降となります。従って、補正の際は、迅速に対応されますようお願いします。